

真岡市立亀山小学校 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ不登校対策会議

- ① いじめ未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」として、チームによる会議を組織する。

ア 実施する取組

i 未然防止対策

- ・ いじめ未然防止に向けての全体計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有（Q-Uテストの実施及び分析）
- ・ 教育相談体制の企画・実践・評価
- ・ 校内研修の企画・立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

ii 早期発見対策

- ・ 教育相談週間（毎月第3週）の実施と教育相談体制の実践・評価
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の把握（日常での見取り 等）と情報の共有

イ 取組の改善

本委員会において、「亀山小学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価を行い、学校の取組が実行あるものとなるよう改善を図る。

- ② いじめが起きたとき、またはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のため「いじめ認知時の対応に係る委員会」として、いじめ不登校対策会議を組織する。

ア 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数の職員で、丁寧に対応する。）
- ・ 真岡市教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 真岡市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- 学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

イ 道徳教育の充実

ウ 特別活動の充実

エ 人権が守られた学校づくりの推進

オ 保護者・地域との連携

(3) ネットいじめへの対応

- ① 児童の携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等は、校内に持ち込みを禁止する。（特に学校行事 等）

- ② 道徳、学級活動、総合的な時間等を活用し、児童一人一人に対して、インターネット

のもつ便利性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ、ショッピング等に個人情報やむやみに掲載しない。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしない。（特にLINE等）

ウ 有害サイトにアクセスしない。

- ③ 家庭における情報機器（通信機能付きゲーム機を含む）の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTA と連携して情報機器に関する研修を実施する。

3 いじめの早期発見にむけて

（1）早期発見のための認識

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

（2）早期発見のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ② 毎月1回職員会議終了後、情報交換会を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 教育相談全体計画に基づき、担任及び養護教諭等が早期に発見できるように計画的に実施する。
- ④ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑤ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥ 児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、文部科学省等が発行している「リーフレット」等を配布し、周知する。

4 いじめの早期解決に向けて

（1）早期解決のための認識

- ① いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守りとおすことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許さない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

（2）早期解決のための対応

- いじめ対策チーム及びいじめ不登校対策会議が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、真岡市や県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

（3）児童・保護者への支援

- ① いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

（4）いじめが起きた集団（観衆・傍聴者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

- ③ いじめを止めさせることはできなくても、だれかに知らせるよう勇気を持つように伝える。
 - (5) ネットいじめへの対応
 - ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (6) 警察と連携
 - いじめが犯罪行為として認められるとき、所轄の警察署と連携して対処する。
 - (7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて
 - ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。
- 5 重大事態への対応
- (1) 原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて対応にあたる。
 - (2) 当該重大事態に係る事案については、教育委員会に報告するとともに、所轄警察署、弁護士、医師等の関係機関に通報し、協力を仰ぎながら対応にあたる。
 - (3) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - (4) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け努力を依頼する。
 - (5) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。